

令和3年度 事業主健診委託書

東京金属事業健康保険組合 殿

東京金属事業健康保険組合（以下「組合」という）が、組合の被保険者を対象として実施する下記の健診において、労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」で定める検査項目の健診を、事業主健診として組合へ委託します。

また、本委託の適用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、下記のいずれかの健診の初回申込時に本委託書を提出します（本委託書の提出以降は、令和3年度中に組合が実施する全ての健診申込の際に、本委託書を適用します）。

記

健診の種類 および受診対象者	事業主健診受託料
一般健診（A1・簡易コース） 一般健診（A2・法定コース） 39歳以下の被保険者（注1）	2,900円（消費税を含む） 6,900円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の必須検査項目分
生活習慣病健診 被保険者	6,900円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
婦人生活習慣病健診 女性被保険者	6,900円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
半日人間ドック （千代田健診センターで実施） 35歳以上の被保険者（注1）	6,900円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分 （一部負担金11,000円の中にこの受託料を含む）

※事業主健診受託料については、一定期間（年4回程度）でとりまとめて、組合から事業主へ一括して請求します。

※各健診において、事業主健診の検査項目に未受診項目があった場合は、次の検査項目費用を減額して請求します。

- ・聴力 530円（一般健診の簡易法を除く） ・検尿 180円 ・胸部X線 530円 ・心電図 990円
- ・血液生化学検査 [A2] 2,380円、[生活習慣病] 2,610円 ・血液血球検査 1,010円

ただし、千代田健診センターで実施する健診は、減額の対象となりませんので予めご了承ください。

（注1）対象年齢は、健診を受診する年度末時点の年齢とします。

令和 年 月 日

事業所記号 【 】

所在地

事業所名

事業主